農業経営をしっかりサポート！

農業振興資金

お使いいただける資金用途 ①
農地の取得

お使いいただける資金用途 ②
運転資金等

お使いいただける資金用途 ③
農業機械の購入

固定金利 年1.8%

（令和8年4月1日現在）

本資金のお借入の方については

最大 年1.0% の金利負担の 軽減 が
借入期間に応じ、最長 8 年間 受けられます。
金利負担軽減後の下限利率は 0.8% となります。

※50万円未満のお借入等内容によっては、金利負担軽減策の対象とならない場合がございます。

さらに

大阪府農業信用基金協会保証料を
一括前払いいただいた方については
保証料が 全額助成
されますので、保証料の実質負担はありません。

※いったん一括して全額前払いいただきますが、
後日全額本人口座へ入金します。

JA大阪市 https://www.ja-osakashi.or.jp/

本　　店 6793-8701　平野支店 6702-0852　住之江支店 6681-4174　東淀川支店 6328-4567
巽 支 店 6758-0521　東住吉支店 6701-7500　長吉支店 6709-2255
加美支店 6791-0546　住吉支店 6691-0293　茨田支店 6912-1000

農業経営をしっかりサポート！

農業振興資金

	個　人	法人等
ご利用いただける方	●当ＪＡの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ●信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ大阪府農業信用基金協会の求償債務者でない方などをいいます。 ●その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。	●農業を営んでいる個人または農業に従事している個人が主たる構成員、または出資者となっている法人および団体。 ●信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ大阪府農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	●農業経営上必要な資金。 ●農業生産物を加工する事業に必要な資金。 ●農業生産物の価格安定に寄与する事業に必要な資金。 ●各種制度資金および補助金等のつなぎ資金。 ●農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電･蓄電設備取得資金。（再生可能エネルギー対応資金） ●農業者等が所有している既存住宅を農泊事業に使用するための増改築･改装･補修、農泊施設の新築･増改築･改装･補修および関連設備等の設置等を目的とする資金。（農泊関連資金） ●他金融機関からの借入金にかかる借換え資金。	
借入金額	●当JA所定の金額の範囲内かつ、事業費の100％以内。 ただし、再生可能エネルギー対応資金については、貸付上限額を1億円とし、農泊関連資金については、貸付上限額を5,000万円とします。	
借入期間	●30年（措置期間5年以内を含む）以内とします。 ただし、再生可能エネルギー対応資金については、20年以内とします。 ●他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。	
借入利率	●当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。	
借入方式	●証書借入とします。	
返済方法	●原則として元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済･年2回返済のいずれかをご選択いただけます。 ●返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ●一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。	
担保	●必要に応じ、担保を設定させていただきます。	
保証	●原則として大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ●法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ●法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ●「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ●連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ･経営者（法人の理事･取締役･執行役これらに準ずる方）　･大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ･共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）　･お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ●「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。	
保証料	●大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただく場合、保証料の支払いについて、一括前払い･分割後払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括前払い:ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額から5,000円を控除した金額が返戻されます。なお、控除後の金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。 ②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 ●保証料率は年0.22％です。	
手数料	●ご融資の際、JAに対しての事務手数料は不要です。 ●条件変更や繰上返済をされる場合はJAまで問い合わせください。	
その他	●お申込みに際しては、当ＪＡ、および必要に応じて大阪府農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。	

くわしくは店頭までお問い合わせください。商品概要説明書をご用意しております。

（令和8年4月1日現在）